

2022 - 2024年度ウェブ・ベース多面フィードバックサービスの導入及び付帯作業業務

(公告/公示日：2022年11月 11日/公告番号：22a00738) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	14	2.1.4システム機能要件 2.1.4.1アカウント管理機能 (1)アカウントの機能要件 (7)利用者情報登録	「受託業者は、提供された利用者情報(職員番号、所属部署、職制、氏名や電子メール等)をもとに、利用者アカウントのアカウント情報を当該システムへ一括で登録できる機能を有すること。」について、弊社のフォーマットで職員様の情報を提供いただくことは可能でしょうか。	弊機構より、全紐づけ分の下記項目のデータを含むファイルを提供いたしますので、そちらを基に作業いただくようお願いいたします。 被評価者職員番号/被評価者姓/被評価者名/被評価者役職名/被評価者所属署名/評価者職員番号/評価者姓/評価者名/評価者役職名/評価者所属部署名
2	14	2.1.4システム機能要件 2.1.4.1アカウント管理機能 (1)アカウントの機能要件 (4)利用者アカウントの管理	「利用者アカウントについては、さらに以下の2種類のアカウントを用意すること ①被評価者用アカウント、②評価者用アカウント」について、被評価者でもあり評価者でもある場合、アカウントは1つで問題ございませんか。	問題ございません。
3	14	2.1.4システム機能要件 2.1.4.1アカウント管理機能 (1)アカウントの機能要件 (4)入力期限、データ入カステータス管理	「入力期限を設定し、未入力実施者に対し自動的に入力を促すメールを送信すること。」について、自動送信機能がない場合、入力期限到来時に、受託業者が手動で回答催促メールを送信するかたちでも問題ございませんか。	問題ございません。
4	14	2.1.4システム機能要件 2.1.4.1アカウント管理機能 (2)アカウント管理体制	「規定した回数以上に、パスワードを誤って入力した場合には、該当アカウントはロックされ、ロック解除作業は受託業者にて実施すること。」について、こちらの要件は必須となりますでしょうか。	必須です。
5	15	2.1.5運用業務要件 (2)紐付け案作成作業	「紐付けルールは同一部署内の上司と部下もしくは同僚の組み合わせを基本とするが、本部以外の国内機関や在外事務所の場合は、直属部下または同僚の数が限られるため、一部本部の同僚等を加える。」について、被評価者と評価者の組み合わせについて、対応可否/下見積の判断にあたり、具体的な紐付けルールをご教示いただけませんか。 評価者となり得る職員が10名以上いる場合、評価者はランダムで選定するかたちでしょうか。	・原則として、各部署内の管理職は、部署内の全職員から評価される形を想定しています(多い部署だと約80名になることもあります) ・在外事務所の管轄下に支所がある場合には、事務所の職員に加え、支所の職員からも評価されることを想定しています。 ・その原則では回答者が3名以下となる場合は、追加の紐づけにより評価者に加え、10名程度を評価者とします。受託者による作業の参考として、地域部と在外事務所、在外事務所と支所の関係図を提供します。 別紙、及び以下URL https://www.jica.go.jp/about/jica/ku57pq00000k171y-att/office_work_20210401.pdf
6	15	2.1.4システム機能要件 2.1.4.3集計結果表示/ダウンロード機能	「評価項目に従い、被評価者毎に、以下の属性に基づいた集計結果が表示され、その結果すべてを JICA 担当者に付与した管理者アカウントでシステムから直接、CSV ファイルなどで一括ダウンロードできる機能を有すること。 - 被評価者本人の自己評価 - 被評価者に係る他人評価の平均値 - 被評価者と同一資格の職員の他人評価の平均値」について、資格は全部で何資格ありますでしょうか。	3資格です。
7	16	2.2 システム運用・保守要件 2.2.1 運用保守要件	「月次のログ解析を行う機能が附属していること。」について、管理者画面の機能として付属していませんが、ご希望の際にログデータを別途メールにて送付する形で対応可能でしょうか。	可能です。
8	16	2.1.5運用業務要件 (5) 評価回答の集計	上長が自身のアカウント上で部下の結果を閲覧できるようにするという形でも可能でしょうか。	可能です。 ※「なお、被評価者に上長がいる場合は、同上長も閲覧できるように、部下である被評価者の評価結果ページのパスワードを併せて通知する。」に関するご質問と認識しています。
9	16	2.1.5運用業務要件 (4) 多面フィードバックに係る問合せ対応	「評価対象者からの当該システムに関する技術的な質問・照会などについて、必要に応じ JICA 担当者に確認を取りつつ対応を行うこと。」について、システムに関する技術的な質問・照会は1日平均何件ほどありますでしょうか。下見積書の作成にあたり、ご参考させていただければと存じます。	毎年異なりますが、見積作成にあたっては評価期間中1日平均10件程度を見込んでください。

10	16	2.1.5運用業務要件 (7). 当該システムにかかるサポート および教育	ヘルプデスクの希望対応時間帯をご教示いただけませんか。また、対応は電話・メール、どちらも必須でしょうか。	メールでの受付は必須ですが、電話での受付は可能であれば結構です。 対応時間帯は平日9:30-17:45（日本時間）です。
11	18	2.4 その他の業務要件 (4). 評価者からのアクセス可能期間	こちらの要件は必須となりますでしょうか。評価実施期間以外に、評価者がWeb上で自身の評価結果もしくは回答結果を閲覧することを制限するという認識でよろしいでしょうか。	必須です。評価者は、評価期間中のみ評価入力を出来るように制限してください。

管轄する事務所	管轄される支所
スリランカ	モルディブ
ウズベキスタン	ジョージア
パプアニューギニア	ソロモン
フィジー	サモア、トンガ、バヌアツ
パラオ	マーシャル、ミクロネシア
エルサルバドル	ベリーズ
ドミニカ共和国	ジャマイカ、ハイチ
パナマ	コスタリカ
ブラジル	アルゼンチン
パラグアイ	ウルグアイ
ペルー	コロンビア、チリ、ベネズエラ
ガーナ	シエラレオネ
南アフリカ共和国	ボツワナ、ナミビア、ジンバブエ
カメルーン	ガボン
コートジボワール	ベナン、ニジェール